

(添付書類)

問21 特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける最初の年分の申告に当たり、確定申告書に添付する書類にはどのようなものがありますか。

(答)

特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける最初の年分の申告に当たり、確定申告書に添付する書類は次のような書類です。

	特定増改築等住宅借入金等特別控除	【参考】 住宅借入金等特別控除 (増改築等の場合)
必ず添付する書類	この控除の計算明細書	同左
	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	同左
	家屋の登記事項証明書など家屋の床面積が50㎡以上であることを明らかにする書類	同左
	工事請負契約書の写しなど住宅の増改築等の年月日及びその費用の額を明らかにする書類	同左
	補助金等・居宅介護住宅改修費・介護予防住宅改修費の額を明らかにする書類	—
	住民票の写し	同左
	増改築等工事証明書 (大規模修繕又は模様替えの場合は建築確認済証の写し、検査済証の写し又は増改築等工事証明書)	同左
土地等を先行取得した場合	土地の登記事項証明書、売買契約書の写し、抵当権が設定された家屋の登記事項証明書など	—
対象者(同居親族を含む)が要介護認定又は要支援認定を受けている者の場合	介護保険の被保険者証の写し	—
対象者が高齢者等である親族と同居している者の場合	住民票の写し(同居する親族について表示されているもの)	—